

海洋資源掘削船における危険場所の分類に関する事項

改正規則

鋼船規則 P 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 D8 は、海洋資源掘削船における危険場所の分類及び通風並びに危険場所に通じる閉鎖場所の扉、通風等に関する要件を規定しており、本会は当該要件を既に本会規則に取入れている。

その後、IACS では当該統一規則を、IMO において 2009 年に採択された移動式海洋掘削船に関する構造設備規則 (2009 MODU コード) に整合させ、IACS 統一規則 D8(Rev.3)として 2021 年 2 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 D8(Rev.3)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

海洋資源掘削船における危険場所の分類に関する要件を、IACS 統一規則 D8(Rev.3)及び 2009 MODU コードと整合させる。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

1 章 通則

1.2 定義

1.2.16 危険場所

-2.を次のように改める。

-2. 海底資源掘削船における危険場所には、掘削作業で生じる可燃性の雰囲気の原因とする火災又は爆発の危険があるすべての場所が含まれる。ただし、当該危険場所における機関及び電気機器の使用に対し適切な考慮が払われる場合はこの限りでない。また、当該危険場所を危険雰囲気の存在する時間と頻度に応じて、次の**(1)**から**(3)**に分類する。

(1) 0 種危険場所

~~爆発性のガス・空気混合気濃度が燃焼範囲内にある可燃性ガス又は蒸気が持続して、又は、長期間存在する場所をいう。~~

(2) 1 種危険場所

通常の状態では、~~爆発性のガス・空気混合気が発生する~~可燃性ガス又は蒸気の濃度が燃焼範囲内となるおそれのある場所をいう。

(3) 2 種危険場所

~~通常の状態では爆発性のガス・空気混合気が発生する~~可燃性ガス又は蒸気の濃度が燃焼範囲内となることがないか、又は、発生しても存在時間がごく短い場所をいう。